

常任委員会 行政視察報告

総務常任委員会

民生常任委員会

文教常任委員会

用語解説

五月十九日～二十一日

五月十九日～二十一日

五月十七日～十九日

専決処分とは

處分を行うことができます。この場合についても議会へ報告しなければならないこととされていますが、(一)の百七十九条の専決処分と異なり、議会の承認は必要ありません。

「議会改革について」

「災害弱者等支援事業について」

「翠小学校エコ改修事業について」

本来議会の権限において議決すべきものについて、特定の場合に地方公共団体の長(市長)が定められています。

小松島市議会では、議会の公正性及び透明性を確保することにより、「市民に開かれた議会」、「市民参加を推進する議会」を目指して、平成二十一年三月に議会基本条例を制定し、この議会基本条例に基づき定例会終了後に議会報告会を市内十二か所の公民館に於いて行っている。

消防と福祉が一体となり、防災まちづくり事業の一環として災害弱者等支援事業について、ひとり暮らしの高齢者等災害弱者の緊急時の連絡体制や通報装置、訪問健康相談等推進事業により日々生活の不安を解消し、人命の安全を確保すると共に、健 康上の不安解消や安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与し、先進的に事業展開している。

「大学との連携事業について」

京田辺市は市内にキャンパスを有する同志社大学及び同志社女子大学と連携協力に関する協定(包括協定)を、平成十七年一月に結び、教育・文化・福祉・スポーツ地域産業まちづくり・人材育成・環境等広い分野にわたり多くの事業を地学連携事業として展開し、学生参画による地域の活性化を目指したまちづくりの取り組みを行っている。

「ごみ減量化について」

ごみ減量化計画のもと、市民の皆さんと連携協働し、ごみの減量化や資源の有効利用に努め、市民・事業者と行政がそれぞれの責務と役割を担う中で、ごみ有料化や市民参加によるごみ減量化に取り組んでいる。

「森の集箱について」

平成十五年四月に小学校の廃校舎を改修し、集落の活動、交流活動の拠点施設としてオープンした。平成十九年度には、全国過疎地域自立活性化優良事例において総務大臣賞を受賞するなど先進的な素晴らしい取り組みであり、廃校舎の利活用とともに、中山間地域の活性化、他市町村の住民との交流などの点でも全国的にも数少ない成功例となっています。

「専決処分」とは

議会にかわって処分することで、次の二つの場合が、法律で定められています。

「(一)法律の要件を満たした専決処分」とは

地方自治法第百七十九条に規定されている四つの場合に該当するときは、市長は専決処分を行うことができます。この場合、次の議会に報告し、その承認を定められています。もし、議会の承認を得られなかつた場合でも、市長が行つた処分の効力には影響がないとされています。

本定例会においても専決処分による事例が出ていますが、議案件名をよく見ると(一)と(二)の違ひが分かります。(一)の場合は、議案として「市長の専決処分事項の承認を求める」とついてと上程され、採決が行われますが、(二)の場合は報告として「市長の専決処分事項の報告について」と上程され、その報告を受理するだけとなります。

(定例会の現場では)



京田辺市役所にて



石狩市役所にて



伊予市立翠小学校にて

(二)議会の委任による専決処分
(地方自治法第百八十八条)

議会の権限に属する事項のうち轻易なもので、あらかじめ議決により市長が処分できる内容を指定したものは、市長は専決

(十年表彰)	印南 久雄議員
印南 好男議員	小林 正勝議員
小池 清一議員	泰久議員
森 小野寺尚武議員	
(三十年表彰)	